

# 「日常生活支援住居施設における支援理念」

日常生活支援住居施設管理者等資質向上研修2021

一般社団法人全国日常生活支援住居施設協議会

NPO法人 ホームレス支援全国ネットワーク

NPO法人 抱樸

生活困窮者自立支援全国ネットワーク

全国居住支援法人協議会

公益財団法人 共生地域創造財団

一般社団法人 全国伴走型支援推進協会

東八幡キリスト教会

代表 奥田知志



# 1、NPO法人抱樸について

「ひとりにしない」という支援

---

# 抱樸(ほうぼく)

「ひとりにしない」と言う支援

- ・ 老子の言葉「素を見し樸を抱き」
- ・ 樸＝原木/荒木のまま抱く
- ・ 原木/荒木は無限の可能性を持つ
- ・ 荒木ゆえに傷つく＝絆は傷を含む

## 抱樸館（ほうぼく）由来

みんな抱（いだ）かれていた。眠っているに過ぎなかった。泣いていただけだった。これといった特技もなく力もなかった。重みのままに身を委ね、ただ抱かれていた。それでよかった。人は、そうしてはじまったのだ。ここは再びはじまる場所。傷つき、疲れた人々が今一度抱かれる場所―抱樸館。

人生の旅の終わり。人は同じところへ戻ってくる。抱かれる場所へ。人は、最期に誰かに抱かれて逝かねばなるまい。ここは終焉の地。人がはじめにもどる地―抱樸館。

「素を見し樸を抱き」―老子の言葉。「樸（ぼく）」は荒木（あらき）。すなわち原木の意。「抱樸」とは、原木・荒木を抱きとめること。抱樸館は原木を抱き合う人々の家。山から伐り出された原木は不格好で、そのままではとても使えそうにない。だが荒木が捨て置かれず抱かれる時、希望の光は再び宿る。

抱かれた原木・樸は、やがて柱となり、梁となり、家具となり、人の住処となる。杖となり、楯となり、道具となって誰かの助けとなる。芸術品になり、楽器となって人をなごませる。原木・樸はそんな可能性を備えている。まだ見ぬ事実を見る者は、今日、樸を抱き続ける。抱かれた樸が明日の自分を夢見る。

しかし樸は、荒木である故に少々持ちにくく扱い辛くもある。時にはささくれ立ち、棘とげしい。そんな樸を抱く者たちは、棘に傷つき血を流す。だが傷を負っても抱いてくれる人が私たちには必要なのだ。樸のために誰かが血を流す時、樸はいやされる。その時、樸は新しい可能性を体現する者となる。私のために傷つき血を流してくれるあなたは、私のホームだ。

樸を抱く―「抱樸」こそが、今日の世界が失いつつある「ホーム」を創ることとなる。

ホームを失ったあらゆる人々に今呼びかける。「ここにホームがある。ここに抱樸館がある」。

2007年4月7日奥田知志

## ■抱樸の活動



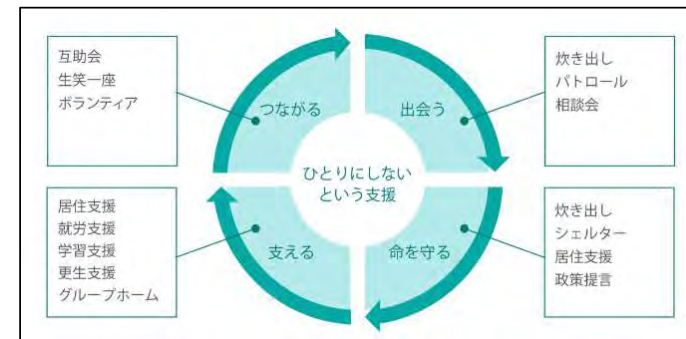
社会に居場所がない。困っているのに、「助けて」と言える誰かがいない。生きることに疲れ果て、自分が困っていることにさえ気づけない。— 私たちの周りには、見えるところにも、そして見えないところにも、多くの孤立と困窮の現実があります。

私たちは、誰も取り残されない社会をつくりたい。誰もがありのままの状態を受け入れられる社会をつくりたい。「自己責任」と、家族の役割ばかりが大きくなっていく風潮の中で、何の心配もせずに「助けて」と言える社会をつくりたい。

32年の活動を通して、ホームレスの数は減少しました。

路上で生活する人が減っても、見えない貧困は増えています「ネットカフェ難民」という言葉に象徴されるような、見えづらくなった貧困。そして、本当に困ってしまったときに頼れる他者がいないという社会的な孤立。

貧困、格差、そして孤立はもはや常態化しています。もし、いざと言うときに頼れる人が誰も思い浮かばなかったら、あなたも「家のあるホームレス」かもしれません。私たちはそんな社会をどうしても変えたい。北九州から日本中に、誰も孤立しない社会を広げます。



# NPO法人抱樸の活動特徴⇒自由

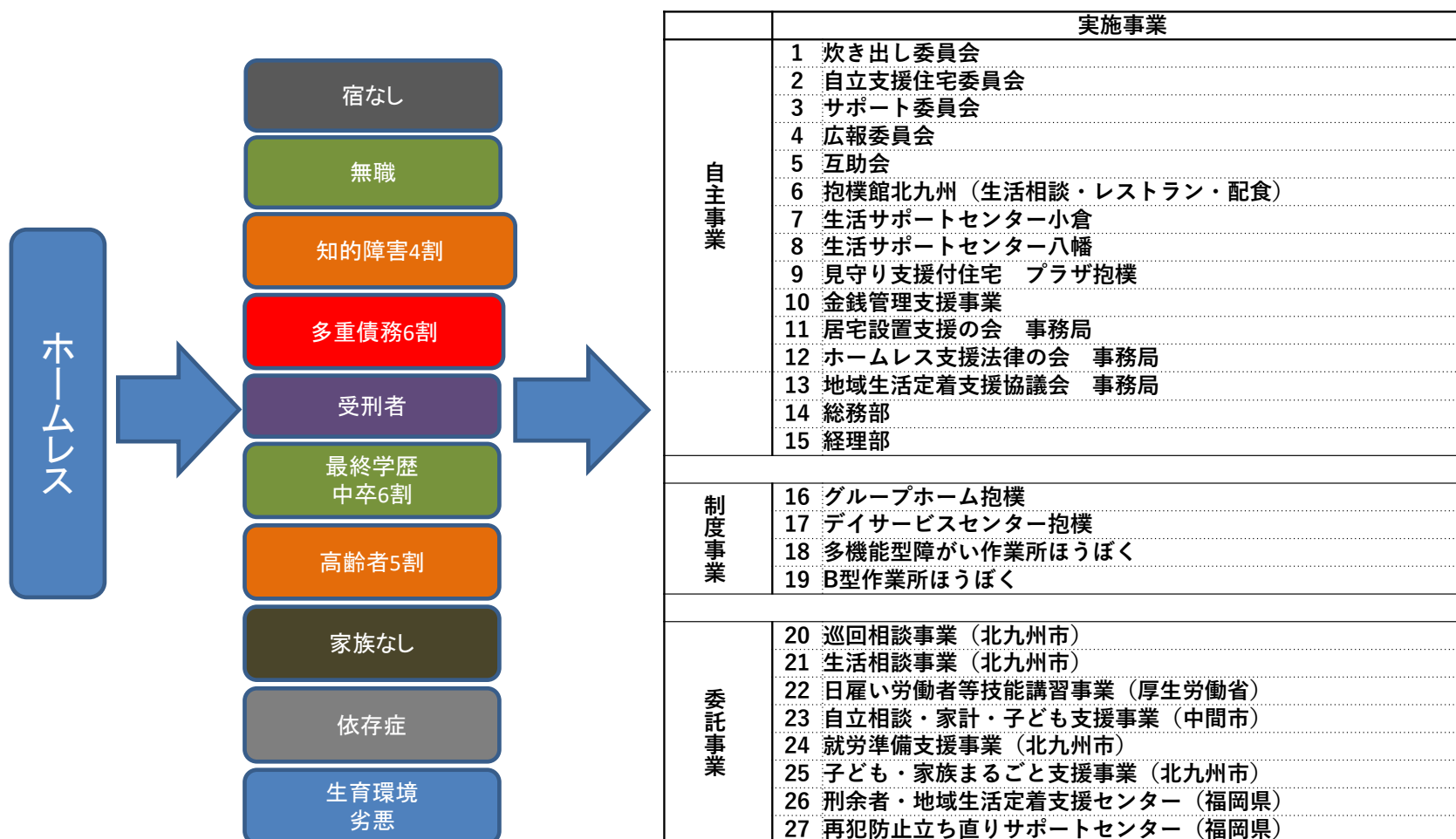
①人を属性で見ない ②一人との出会いから事業展開 ③断らない

抱樸27事業

自主事業 15事業

制度事業 4事業

委託事業 8事業



……何よりも大切にしていること  
「ひとりにしない」という支援

33年前、炊き出し開始  
炊き出しをする意味とは？



いのちを守るため？  
少々盛っている感アリ  
「ともだちの家に行くのに  
手土産一つ持っていかないか？」  
ともだちになること

3600人以上が自立👉しかし9割以上が亡くなっても家族は来ない  
ともだち👉出会いから看取りまで・ともだちとは葬式に来て弔辞を言う人

## 2、困窮者支援から見た 居住支援の課題

居住(きょじゅう)とは、一定の住まいを定め、  
そこに住んで自分たちの生活を営むこと。

そこに家族の生活の拠点を定めて、  
寝食を共にし、子供を育て、客を招き、社会活動、経済活動を行い、  
生活をしていくこと。

※住宅(ハコ)のみを指す概念ではない。  
(フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』より)

居住支援 ➡ 包括的支援



# 住居を失うとはどういうことか

## 第一「生存的危機」

## 第二「社会的危機」

あらゆる行政手続等困難

住民基本台帳に基づく「現住所地」での申請

就職困難

社会活動制限

## 第三「関係的危機」

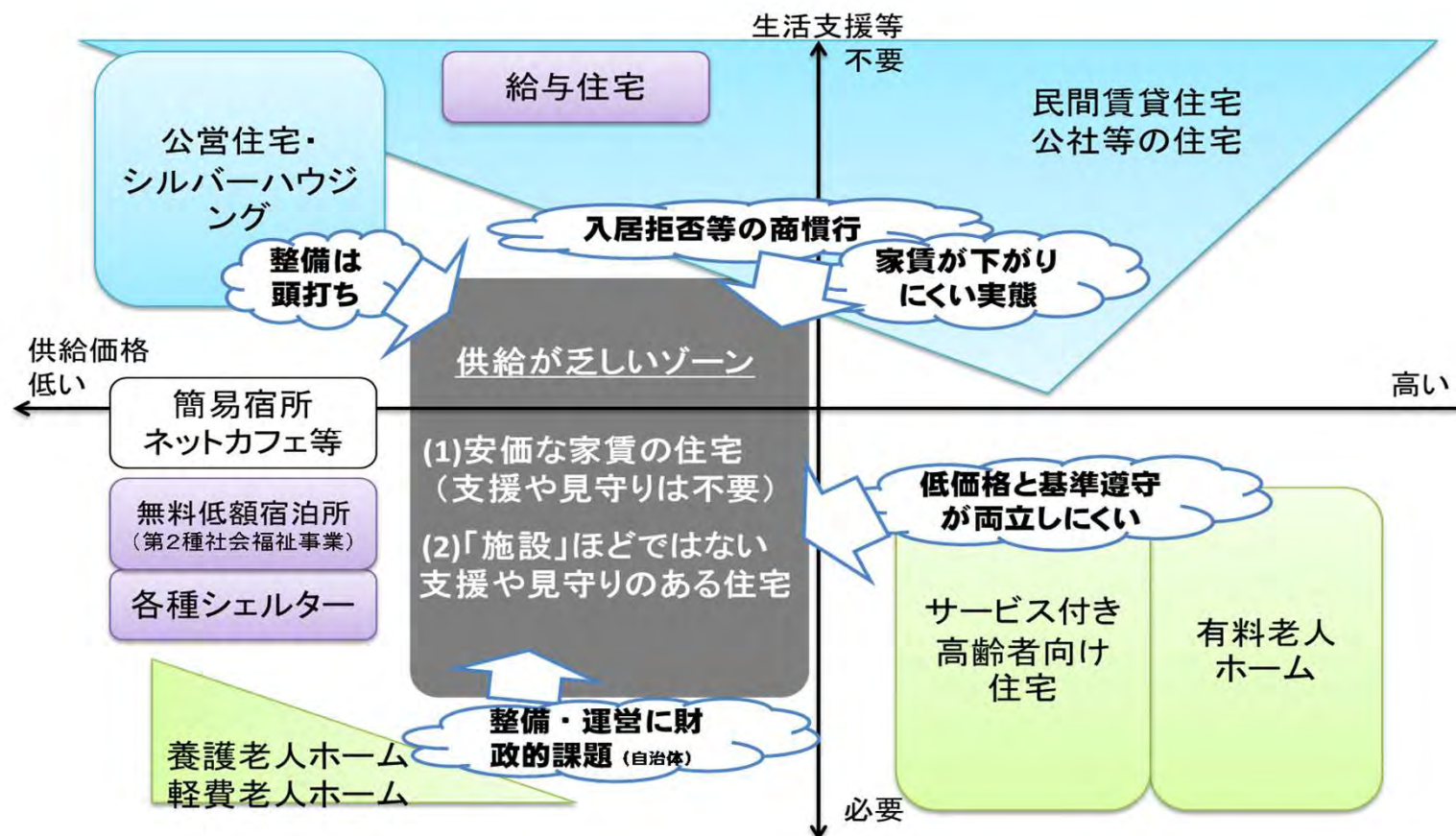
社会的孤立が進む

一定の所に暮らす➡社会参加の前提

住居地を起点に人間関係構築・社会的信頼獲得

# 居住支援のフィールド・・・廉価と支援付

## 居住に関する資源を巡る課題



## 住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策（見取り図）（案）

住宅確保要配慮者等に対する効果的な居住支援の実現に向けては、①居住支援協議会が関係者の連携ネットワークを構築しつつ、②ハード面の供給、③連帯保証人・緊急連絡先の確保、④入居支援等、⑤生活支援の提供、の5本柱で進めていくことが必要。

| 対象者<br>支援施策                              | 低所得者<br>(生活保護受給者含む)                                                        | 高齢者                                                                                | 障害者                                           | 子育て世帯<br>(ひとり親・多子世帯)                       | DV被害者                                | 児童養護施設<br>退所者                                 |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 関係者の連携                                   | 居住支援協議会(基礎自治体レベルの活動の充実)★                                                   |                                                                                    |                                               |                                            |                                      |                                               |
| ハード面の供給                                  | 保護施設★<br>無料低額宿泊所等                                                          | 特別養護老人ホーム★<br>認知症高齢者グループホーム▲<br>養護老人ホーム★<br>軽費老人ホーム★<br>有料老人ホーム★<br>サービス付き高齢者向け住宅★ | 障害者グループホーム<br>(共同生活援助を行う場)▲<br>(※2)<br>福祉ホーム★ |                                            | 婦人保護施設●<br>婦人相談所一時保護施設●<br>母子生活支援施設★ |                                               |
|                                          | 公的賃貸住宅(公営住宅・地域優良賃貸住宅等)★                                                    |                                                                                    |                                               |                                            |                                      |                                               |
|                                          | 民間賃貸住宅(新たな住宅セーフティネット制度):①登録住宅(入居拒否しない住宅)★、②専用住宅(改修費補助・低所得者の家賃低廉化)★【新設】(※1) |                                                                                    |                                               |                                            |                                      |                                               |
|                                          | 居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度):①居住支援法人による家賃債務保証●、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1)     |                                                                                    |                                               |                                            |                                      |                                               |
| 連帯保証人・緊急<br>連絡先の確保                       | 家賃債務保証会社(民間):①一定の要件を満たす家賃債務保証会社を登録☆、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1)           |                                                                                    |                                               |                                            |                                      |                                               |
| 入居支援等<br>(相談、住宅情報、契<br>約サポート、コーデ<br>ィン等) | 社会的養護自立支援事業(仮称)★<br>(ひとり親及びDV被害者は、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設退所者に限る)               |                                                                                    |                                               |                                            |                                      |                                               |
|                                          | 居住支援協議会★、居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度)【新設】●(※1)                                  |                                                                                    |                                               |                                            |                                      |                                               |
|                                          | 生活困窮者自立支援制度(居住支援)★                                                         |                                                                                    |                                               |                                            |                                      |                                               |
| 生活支援<br>の提供                              | 居住の安定確保支援事業<br>(生活保護受給者)★                                                  | 地域支援事業▲<br>(高齢者の安心な住まいの<br>確保に資する事業)                                               | 地域移行支援▲<br>地域生活支援事業<br>(居住サポート事業等)★           | 母子・父子自立支援員★                                | 婦人保護事業★                              | 社会的養<br>護自立支<br>援事業(仮<br>称)★                  |
|                                          | 保護施設★<br>一部の無料低額宿泊所等                                                       | (介護予防・日常生活支援<br>総合事業)<br>介護保険サービス▲                                                 | 障害福祉サービス等<br>(居宅介護・地域定着支援等<br>)▲              | ひとり親家庭等<br>日常生活支援事業★<br>ひとり親家庭等<br>生活向上事業★ |                                      | 児童養護<br>施設退所者<br>等に対する<br>自立支援資<br>金貸付事業<br>● |
|                                          |                                                                            | 日常生活自立支援事業                                                                         |                                               |                                            |                                      |                                               |

(※1) 新たな住宅セーフティネット制度については、関連法案を平成29年2月3日に閣議決定

(※2) 課題である障害者の高齢化・重度化に対応するため、重度障害者に対応したグループホームを創設予定(H30年度～)

(※3) 高齢者向けの施策として、上記のほか「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」により、①住まいの確保支援、②入居支援及び生活支援を実施(H26～)

| 【施策】 | 【実際の措置等】    |
|------|-------------|
| 国交省  | ☆: 国        |
| 厚労省  | ★: 都道府県、市町村 |
| 共管   | ●: 都道府県     |
|      | ▲: 市町村      |



# 貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援<令和2年4月施行>

## 1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

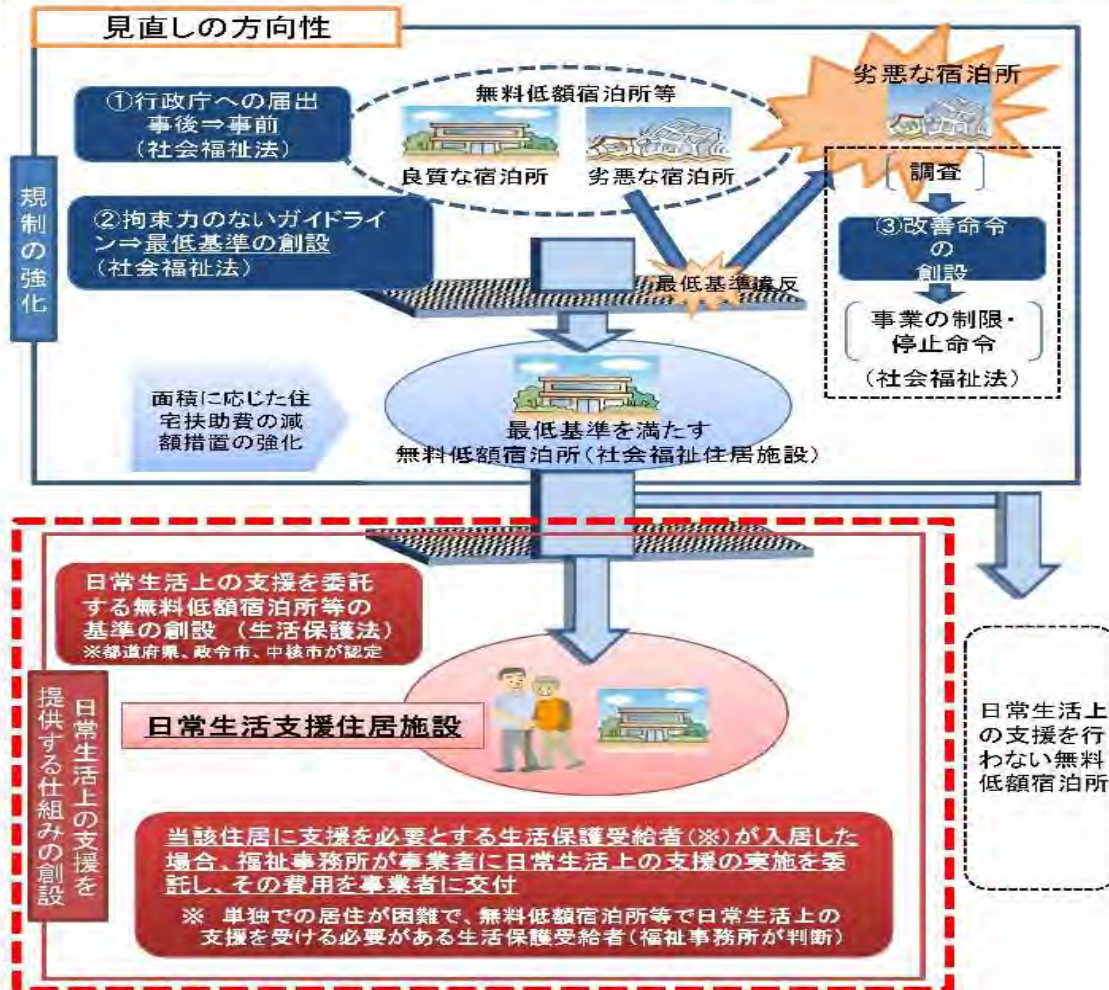
- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ②現在ガイドライン(通知)で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設 <令和元年8月省令公布済>
- ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

## 2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に委託可能とする

## 無料低額宿泊所の現状(平成30年7月)

- 施設数:570、入所者数17,067人(うち生保受給者15,457人)
- 個室以外の居室がある施設 111施設(19.5%)
- 簡易な間仕切り壁で区切っている「簡易個室」がある施設 80施設(14.0%)
- 居室面積:7.43㎡未満の居室数 8,268室/17,956室(46.0%)  
【ガイドラインの基準:原則として個室  
 面積7.43㎡以上(地域の実情に応じて4.95㎡以上)】
- 食費等(光熱水費、生活支援費用など)を受領する施設数、平均受領月額:  
 食費の受領 491施設(86.1%) 33,507円  
 うち、3食提供する施設 266施設(46.7%) 36,374円  
 食費以外の費用の受領 548施設(96%) 18,340円  
 うち生活支援費用の受領 256施設(44.8%) 12,962円



## ■社会福祉住居施設(社会福祉法)

### ①無料低額宿泊所

- 1) 支援委託無し無料低額宿泊所☞通称 無料低額宿泊所
- 2) 支援委託あり無料低額宿泊所☞日常生活支援住居施設

### ②委託無し無料低額宿泊所の強みと弱み

- 1) 入居対象者が限定されない
- 2) 運営(経営)が厳しい

### ③委託有り無料定額宿泊所(日住)の強みと弱み

- 1) 委託対象者が生活保護被保護者に限られる
- 2) 運営(経営)が比較的安定する

## ■日常生活支援住居施設の可能性

### ①住居なのか、施設なのか？

- ☞住居……賃貸借契約に基づく、生活の場
- ☞施設……支援について行政委託されている(措置施設に近い)

※従来、この両者は「別物」

※1.5種施設という議論

### 3、利用者像と支援のポイント

# 省令における対象者

(対象者)

第七条 法第三十条第一項ただし書の規定に基づき、日常生活支援住居施設に入所させ、又は入所を委託する被保護者は、保護の実施機関が、その者の心身の状況及び生活歴、その者が自立した日常生活及び社会生活を営むために解決すべき課題、活用可能な他の社会資源、その者とその家族との関係等を踏まえ、日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と総合的に判断する者であって、入所を希望しているものとする。

## 日常生活支援住居施設の対象者の特徴

### ①利用期間

#### 1) 短期利用型—自立支援重視

⇒自立支援必要（居宅設置・就労・生保受給申請など）

#### 2) 長期利用型—生活安定重視

⇒安心して地域で暮らすための生活支援中心

### ②多様で複合的な生きづらさを抱えている

#### 1) 制度につながっていない（使える制度を利用出来ていない）

#### 2) 制度に収まらない—「はみだしがちな人たち」

#### 3) 制度＋制度外の支援が必要

#### 4) 早急な解決困難

#### 5) 総合的かつ個別の支援計画が重要

### ③孤立状態にある

#### 1) 相談できる人がいない

#### 2) 家族との縁が切れている

#### 3) コミュニケーション困難

#### 4) 社会に対する信頼が低い

#### 5) 地域移行後に孤立するリスク大

#### 6) 社会や地域への参加支援必要

### ④日常生活支援が必要

#### 1) 生活自立レベルで課題を抱えている

#### 2) 家族機能の社会化

⇒看取りの問題なども含む



# 困窮の視点👉二つの困窮

## 経済的困窮と社会的孤立

# ホームレス支援から見た二つの困窮

1) 路上で…「畳の上で死にたい」

2) 自立後…「俺の最期は誰が看取ってくれるか」

👉「何が必要か」 住居、保証人、職、健康保険、携帯、弁護士

👉「誰が必要か」 心配してくれる人、一緒にいてくれる人、感謝してくれる人

3) 二つの困窮

👉 **経済的困窮**(ハウスレス)

👉 **社会的孤立**(ホームレス)

※ハウスとホームは違う

4) ホームレス中学生の現実(ホームレス襲撃事件)

👉「家があっても帰るところがない。誰からも心配されていない。俺はホームレスだからその気持ちわかるけどなあ」

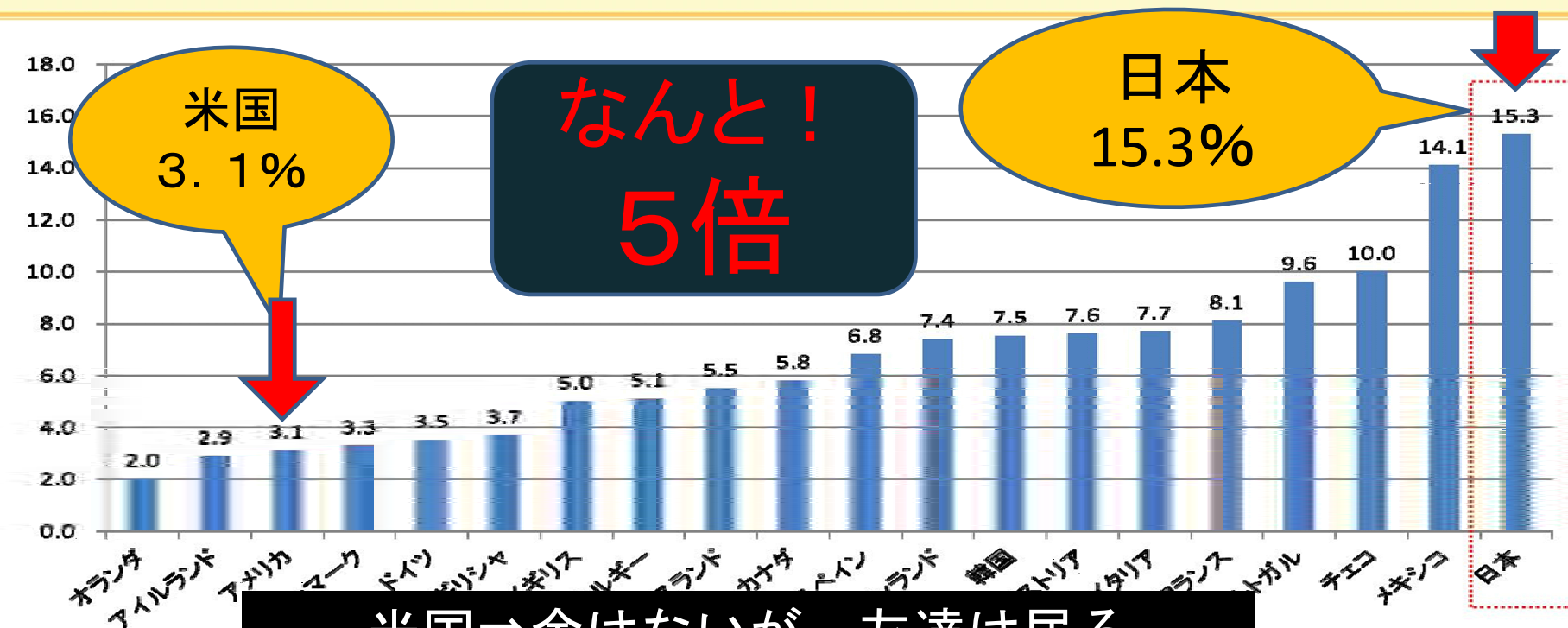
👉 路上の風景の全国化…「時代が路上に追いついた」

# 孤立の現状 社会的孤立の調査 OECD諸国の比較

※相対的貧困率(2012年) 米国17.4% 日本16.1%

## 「家族以外の人」と交流のない人の割合（国際比較）

○ 日本では「友人、同僚、その他の人」との交流が「全くない」あるいは「ほとんどない」と回答した人の割合が15.3%おり、OECDの加盟国20か国中最も高い割合となっている。



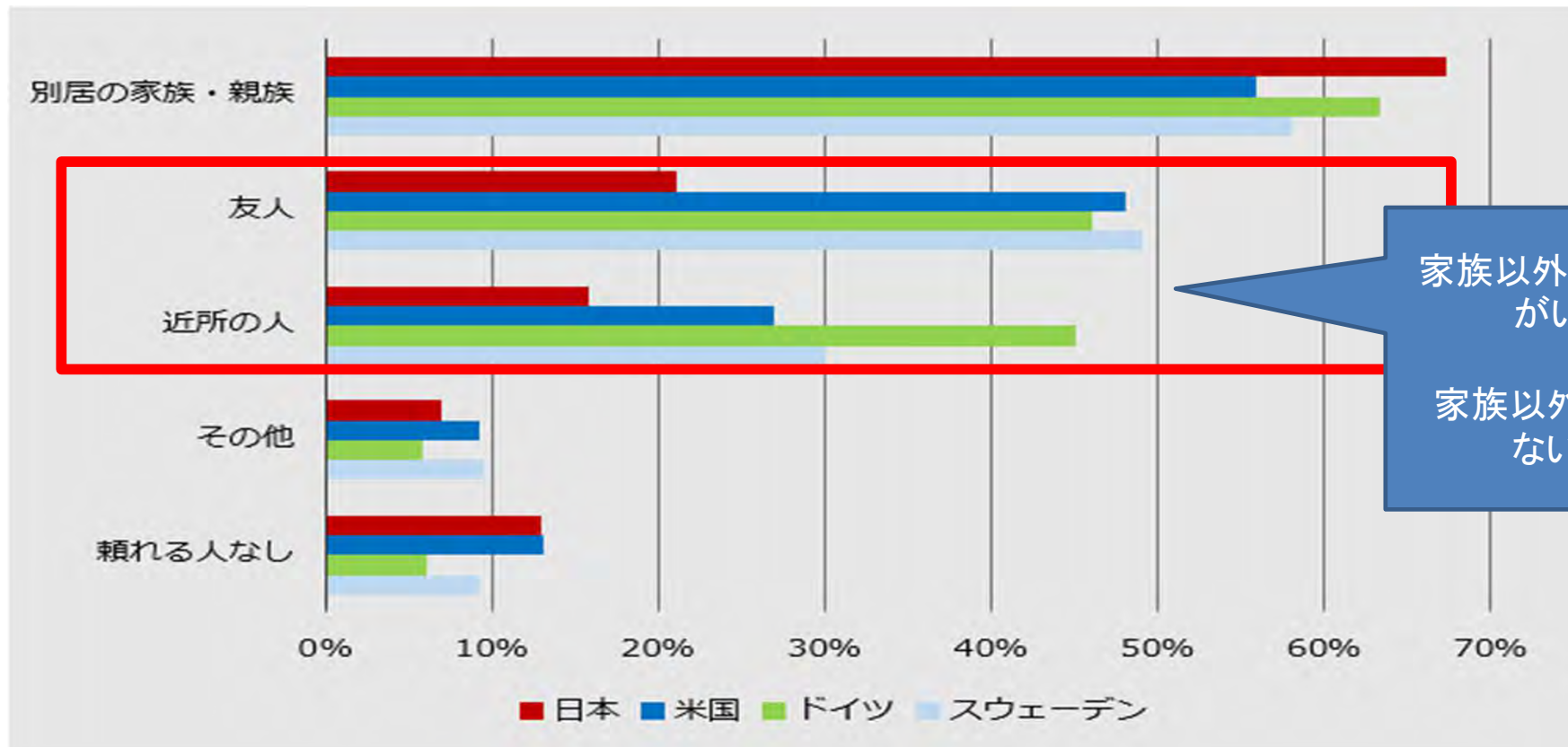
(注) 友人、職場の同僚との交流が、「全くない」

米国⇒金はないが、友達はある  
日本⇒金もないが、友達もいない

あるいは「ほとんどない」と  
Glance:2005 edition,2005,p8

## 日本の60歳以上単身者は友人や近所の人に頼れない

—病気などの場合に同居家族以外に頼れる人についての国際比較—



(注) 対象は60歳以上の高齢単身者。複数回答

(出所) 内閣府「高齢者の生活と意識—第8回国際比較調査結果報告書」(2016年)を基に藤森克彦氏が作成

## 地域共生社会の議論から

（「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ 令和元年 12 月 26 日）

### 1 地域共生社会の理念とその射程

○日本の社会保障は、他の先進諸国同様に、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ**現金給付**や福祉サービス等を含む**現物給付**を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。

## 日本の社会保障 つながりとケア

☞ 現金給付と現物給付  
☞ 家族・地域・会社

○その一方で、個人や世帯が抱える**生きづらさやリスクが複雑化・多様化**している。例えば、**社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化**、ダブルケアやいわゆる8050問題など複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題の顕在化、就職氷河期世代の就職困難など雇用を通じた生活保障の機能低下などの変化が見られている。

☞ 新しい問題・・・課題の複合化・社会的孤立

☞ 背景・・・雇用不安定化・家族脆弱・地域崩壊

※社会的孤立の解消・関係の構築＝伴走型支援

# 2018年1月18日英国「孤独問題担当大臣」新設

## 国家損失年間4.9兆円（320億ポンド）

英国の孤立率 5%（日本15.3%）

※孤独の健康被害⇒肥満・一日に15本喫煙よりも有害

①英国対比 日本…人口約2倍 孤立率…約3倍

※単純計算で30兆円の国家損失

②英国医療現場⇒『Social prescribing（社会的処方）』

『薬』ではなく『社会関係』（の改善策）を処方する…医療費20%縮小

③三木清「人生論ノート」から……孤独は街にある

「孤独といふのは獨居のことではない。獨居は孤独の一つの條件に過ぎず、しかもその外的な條件である。むしろひとは孤独を逃れるために獨居しさをするのである。」

「孤独は山になく、街にある。一人の人間にあるのではなく、大勢の人間の『間』にあるのである。孤独は『間』にあるものとして空間の如きものである。「真空の恐怖」—それは物質のものでなくて人間のものである。」



# 孤立のリスクとは？

## ①「自分自身からの疎外」

- ☞ 人は、他者を通して自分の状態を知る。
- ☞ 自分とは何か、自分の存在意義、さらに自分の状態さえ正確に認識することが困難となり「自己認知不全」を起こす

## ②「生きる意欲・働く意欲・動機の低下」 ☞ 物語が生まれない

- ☞ 「何のために働くのか」・・・内発的な動機
- ☞ 「誰のために働くのか」・・・外発的な動機
- ☞ 意欲低下は自殺の危険性を高める

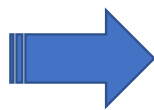
## ③「社会的サポートとつながらない」

- ☞ 良い制度も、知らない、教えてくれる人がいない、つないでくれる人がいないと存在しないと同じ
- ☞ 対処が遅れ問題が深刻化し社会保障のコストも増大する。

「孤独・孤立対策」担当に野田聖子  
2021年2月12日



初代坂本大臣



BS11 4月29日 午後9時  
報道ライブ インサイドOUT



NHK教育放映5月14日午後10時  
Eテレ ズームバック×オチアイ

コロナ禍による「孤独」への危機感を打破するヒントとは？  
第7回「孤独論」5月14日（金）[Eテレ] 後10:00

あなた は 一 人 じ ゃ な い !!  
孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための  
緊急フォーラム メッセージ集

**池田 昌弘**  
NPO法人全国コミュニティライブ  
サポートセンター理事長  
つながりを切らない！  
感染予防と工夫で、家族、友人、近所が気にかける声をかけ合う地域に、見守りや身体活動等を専門職も一緒に応援しよう！

**栗林 知絵子**  
NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長  
地域の子どもの見守り育てることができるのは、近所に住む地域住民です。  
勇気を出して「おせっかい」しましょう。  
あなたの一言が、子どもの未来を定めます。

**大室 幸星**  
NPO法人あなたのいばしょ代表  
「あなたのせいではありません。」  
誰かに頼るのは、恥ずかしいことでも悪いことでもない。  
形勢の果てには幸せがあると考える社会を共に目指しましょう。

**奥田 知恵**  
NPO法人抱擁理事長  
経済的困窮と社会的孤立を同時に解消する仕組みが必要です。「この人には何が必要か」と共に「この人には誰が必要か」を問い続ける社会で在りたい。

**米山 広明**  
一般社団法人全国フードバンク  
推進協議会事務局長  
困ったときはお互い様。  
一人で悩まず、声を上げてください。

**清水 康之**  
NPO法人自殺対策支援センターライフリンク代表  
新しいつながりが、新しい解決力を生む。  
誰もが命の危機に直面しかねない不安な状況だからこそ、「誰もが生きる道を建てる社会」の実現へ。

**湯浅 誠**  
NPO法人全国子ども食育支援センター・むすびえ理事長  
人々はすでに  
「つながりつづける力」を発揮している

**橋 ジュン**  
NPO法人BONDプロジェクト代表  
生まつらきを感じている女の子たちへ。  
落ち着かなくて不安な時はSOSを出してほしいよ。  
声を聞かせてね。  
安んずることができる場所、一緒に作っていきましょう。

**服部 幸應**  
学校法人服部学園理事長  
コロナ禍ではオンラインでもいいので、  
週に1回、おじいちゃん、おばあちゃんと共に食事を楽しみましょう。

**中川 翔子**  
歌手・タレント  
今はみんなで一つになって協力し合うことが大事。  
悩めること、不安は身近にいる人に打ち明けて。  
あなたは一人じゃない、手を取り合い繋がります。

出席政府関係者

- ・総理大臣
- ・文科大臣
- ・国交大臣
- ・環境大臣
- ・官房長官
- ・厚労大臣
- ・農水大臣
- ・孤独・孤立担当大臣

二〇二一年2月25日（首相官邸二階大ホール）  
孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム

---

# 孤立と孤独

## 社会的孤立

「家族やコミュニティとはほとんど接触がない」という客観的な状態

## タウンゼント

Townsend, P. (1968) Isolation, desolation, and loneliness, Shanas, E., Townsend, P. and Wedderburn, D., et al. eds. Old people in three industrial societies, Routledge & Kegan Paul, 258-87

## 孤独

仲間づきあいの欠如あるいは喪失による好ましからざる感情（主観）を意味する

孤立（Isolation）と孤独（loneliness）は違う

# もう一つの支援

## 伴走型支援の登場

解決型支援と伴走型支援

 支援の両輪

## 伴走型支援への着想 2000年5月西鉄バスジャック事件

「いじめが原因で中学三年の夏ごろより荒れ始め、まるっきり違う人格のようになり、家庭内暴力になって、何か違う方向へ行く危険性もあり不安でした。

親が気づいても病院の受診がない、診療したことがないからなどと断られる。医師、児童相談所、教育センター、教育相談所など、**いろいろ回りましたが、動いてくださる先生は一人もいらっしやらない**。入院して20日あまり。まじめでおりこうさんを装っているとのこと。何を考えているのか、大きな不安に包まれています。入院当日、「おぼえていろよ、たたではおかないからな」という言葉が忘れられません。心が開けない状態で退院となれば、今まで以上に暴力がひどくなるのではと不安です。心の闇がもっと広がるような気がします。このまま自分を封じ込めた闇の中で一生を終わってほしくありません。しかし、一筋なわでいかない強さももっていて、繊細で、敏感で、私たちの行動を見抜いて動いているようなところもあります。入院先の先生にお任せするしかありませんが、退院後の不安が強すぎて力がわいてこないのです。」

※一緒に動いてくれる人—伴走型支援の必要性

# 支援の両輪

## ①問題解決を目指す

 解決型支援

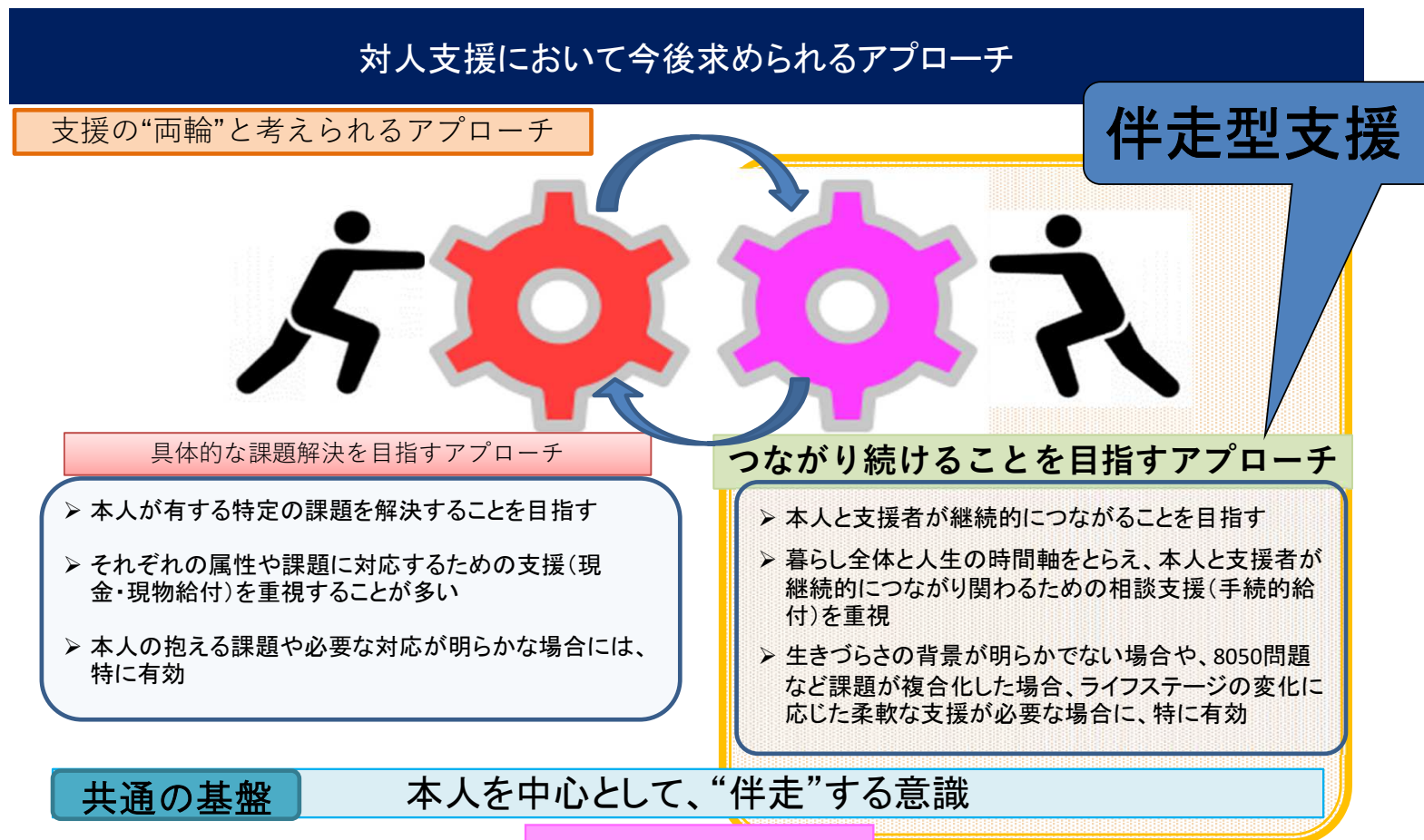
## ②つながり続けることを目指す

 伴走型支援

(厚生労働省重層的支援体制整備事業)



抱樸が提唱してきた孤立に着目した伴走型支援が  
厚労省の次年度施策に明記された。



厚生労働省令和元年12月  
地域共生社会推進検討会議最終まとめ

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせる必要がある。

○一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワメント)、自律的に生きていくことを支える支援  
(※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること



## 「断らない相談」の実践のための「二つの支援論」

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（平成29年12月15日）  
（断らない相談支援）

「自立相談支援事業のあり方としては、相談者を『断らず』、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、『現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者』とされている生活困窮者の定義のもとで、『断らない』支援の実践が目標とされているが、こうした『断らない』相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。」

「また、『断らない』相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。」

- ☞「断らない相談支援」を徹底する
- ☞「断らない」ですべての相談を引き受けると支援員がバーンアウトする
- ☞相談員がバーンアウトしないように研修を強化する。
- ☞「断らない相談」の実現のためには「力のある支援員」の育成が不可欠  
※この議論に欠けているものとは何か？

# 断らない相談がバーンアウトする構造

## 問題解決型支援のみの相談支援現場

◇相談を引き受ける＝問題解決する

👉結果（解決）が出ないと意味がない

◇しかし問題解決が難しいと思われるケース

👉結果が出ないー相談者も支援員も疲労

👉最初から引き受けない

※クリームスキミング

（収益性の高い分野のみにサービスを集中させ「いいとこ取り」すること）

※問題解決型支援は「主訴」を明確化（アセスメント）し個別支援計画（プラン）を立て実施する。  
しかし、課題が複合的で主訴が明確でない場合、あるいはご本人の意欲が低下している場合などは早期の解決が困難である。このような前提がない方に対する「もう一つの支援の型」が必要

👉伴走型支援との両輪化

# 断らない相談のもう一つの型

## ☞ 伴走型支援の導入

### 断らない相談ー伴走型支援の場合

断らない＝引き受ける≠解決する（できない）  
＝つながる

☞ 断らないを「解決」ではなく「つながる」と理解する

☞ 伴走型支援における解決＝「孤立解消」

☞ 処遇の支援

### ◇ これからの支援の両軸

1) 問題解決型支援の目的

⇒ 解決

2) 伴走型支援の目的

⇒ つながる・つなげる（伴走そのもの）

# 伴走型支援における注意すべき点

- ①問題解決をおろそかにしてしまう
  - ☞二つの支援は機能であって役割ではない
  - ☞あくまで支援の両輪であり二者択一ではない
- ②個人的関係に埋没する
  - ☞チーム支援が原則
  - ☞抱え込みを防ぐ
  - ☞伴走する地域(受け皿)の創造が必要
  - ☞量の確保・質より量
- ③成果がわかりにくい
  - ☞「つながり」や「孤立」に関する客観的指標がない
  - ☞特に費用対効果に関する検証が困難。行政の評価困難
- ④伴走を手段とのみ見なし「つながり」の価値を見出せない
  - ☞つながりそのものがセーフティーネットであることの認識

# 伴走型支援の効果

## 貧困のスパイラルを止める

### 自律を支援する

#### 物語化

# 第一のスパイラル経済的困窮が社会的孤立を生む(結婚できない)

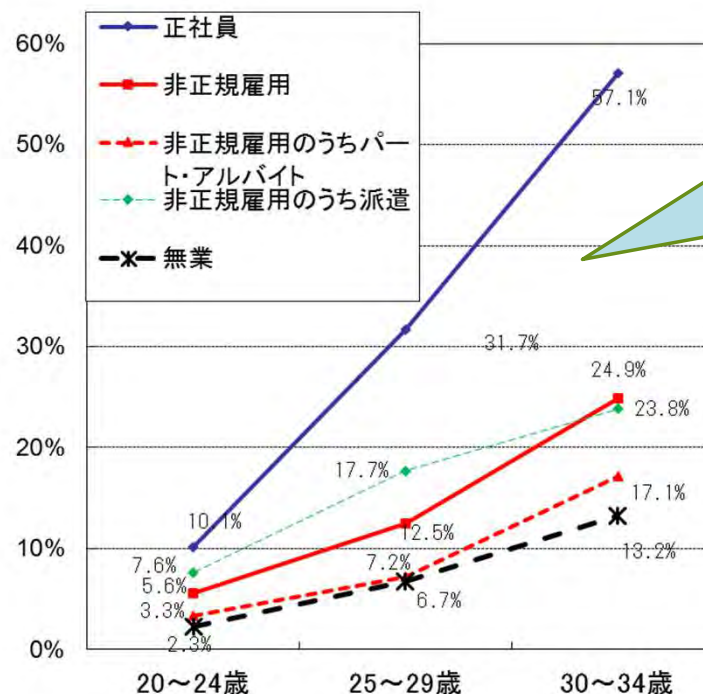
## 正規雇用と非正規雇用の賃金格差と社会参加

正規雇用と非正規雇用の1人当たり平均給与

|   | 平均給与  | うち正規  | うち非正規 |
|---|-------|-------|-------|
| 計 | 408万円 | 468万円 | 168万円 |
| 男 | 502万円 | 521万円 | 226万円 |
| 女 | 268万円 | 350万円 | 144万円 |

資料: 国税庁「民間給与実態統計調査」(2012年)

就労形態別配偶者のいる割合(男性)



男性30歳時点正規雇用既婚率約60%。  
非正規雇用既婚率25%半減

資料: 労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」(2009年)より作成。

男性の正規雇用と非正規雇用では、年収は半減以下に落ちる

👉 金の切れ目が縁の切れ目

## 第二のスパイラル 社会的孤立が経済的困窮を招く

■他者の存在が生きる意欲や動機付けとなる

■人は、何のために働くのか？

☞お金のため、食べるため

☞内発的動機・・・自分が諦めたら終わり

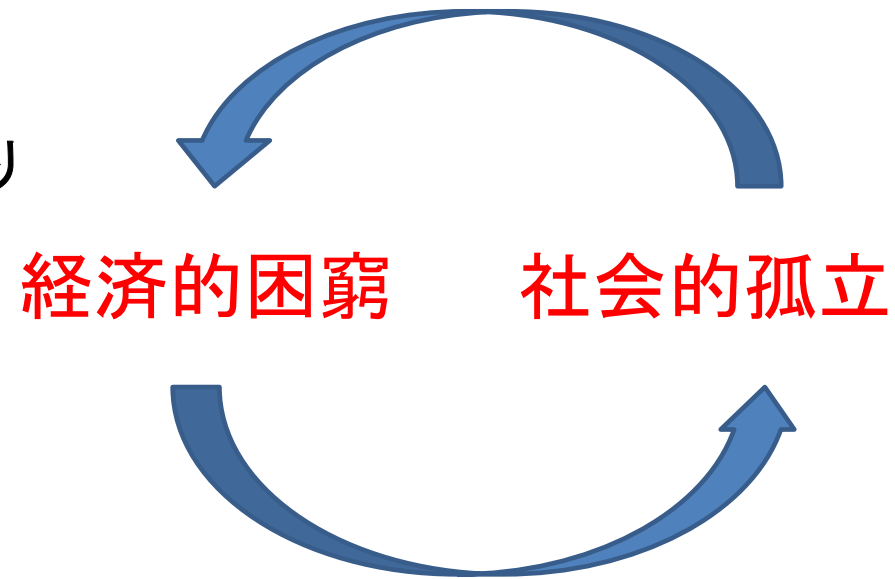
■人は、誰のために働くのか？

☞愛する人のため

☞外発的動機・・・踏ん張れる

■野宿11年の西原さんが野宿になった理由

☞「考えてみたら母ちゃんが出て行ったことかなあ」

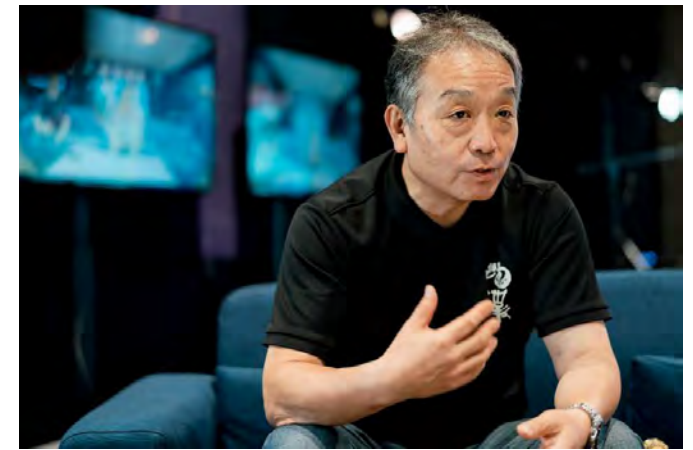


※縁の切れ目が金の切れ目





## 高橋源一郎さんとの対談で つながり、ことば、物語



奥田 つながりや関係が無くなることが問題

高橋 つながりが無くなるということは「ことばを失う」ということですね

奥田 「ことばを失う」ということは「その人の物語」が失われるということです

# 伴走型支援はの効果👉物語の創造

## ■物（現金・現物）を物語に変える・・・他者の存在

- 👉ホームレスの食事「エサ」・・・残飯「犬猫と一緒に」
- 👉しかし炊き出しでもらう物・・・「お弁当」
- 👉食べ「物」でいうと両者はあまり変わらない
- 👉しかし、「物」に人が関わることで「物」が「物語」となる

## ■社会保障とは何か？

- 👉「現金給付」「現物給付」が中心
- 👉自律支援・・・自分の物語創造のための条件整備

「人間が生まれて自律的個人へと向かって成長し、不完全ながらも自律性を保持しながら、自らの人生の物語を紡いでいくうえでの条件整備のための制度」

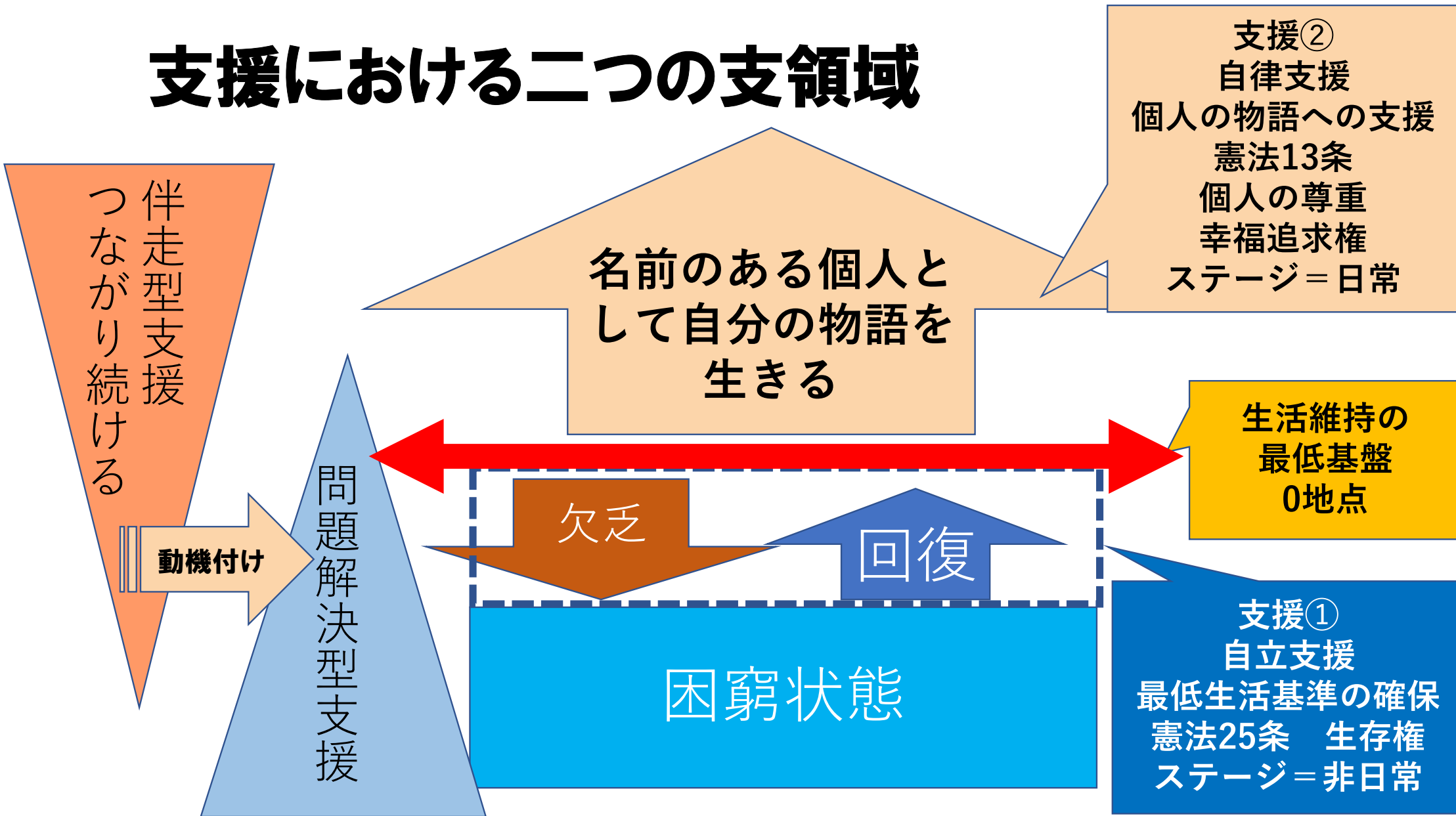
（菊池馨実著『社会福祉再考－＜地域＞で支える－』岩波新書）

## ■ある母子家庭のケース

- 👉何を食べたかは覚えていないが＜誰と食べたかは忘れない

※伴走型支援                      物を物語に変える支援・自律支援

# 支援における二つの支領域



# 家族機能の社会化

抱樸が目指したものの「家族機能の社会化」

従来の社会構造⇒家族・企業と制度

現在・・・家族と企業の縮小

制度の隙間と**制度との隙間**

家族による  
伴走があった

家族と企業の役割  
日本型社会保障の基盤

家族の限界  
制度へ

制度

制度につなげる  
家族が不在

家族と企業の役割  
日本型社会保障の基盤

新たな  
隙間

制度

家族と企業の役割  
日本型社会保障の基盤

NPO抱樸・地域  
家族機能の社会化  
社会的相続

制度

### 家族(家庭)モデルの5つの機能

社会保障・・・家族機能の社会化(赤の他人の登場)

#### ①家庭内サービス提供

サービスの提供・・・住居、食事、睡眠、看護、教育、服飾、介護

※この部分の社会化も進行中・・・ファミマお母さん食堂、介護保険

#### ②記憶の装置

記憶・・・アイデンティティとデータベース

#### ③家庭外資源活用一つなぎ・もどしの連続的行使

家族のニーズに応じた社会的資源をコーディネート

もどし機能・・・社会資源淘汰機能

#### ④役割と意味の付与・・・自己有用感確保・相互性の担保 助けられるから助けるへ

#### ⑤何気ない日常の共有(葬儀まで)・・・問題解決ではなく、生活そのもの

日常生活支援と言う新たな分野

※何気ない日常とは・・・社会、意味のないことを言い続けることが出来る空間

☞ 赤の他人が葬儀を出し合う

# 伴走型包括ケアシステムへの模索

特徴—三つの組み合わせ

①「専門性と家族機能」の組み合わせ

⇒フォーマルサービスとインフォーマルサービス

②「解決型と伴走型」の組み合わせ

⇒二つの機能

③「支援する側とされる側」の組み合わせ

⇒相互性・互助性



# 地域包括ケア システム



ここが  
ある前提

すまい・すまい方・生活  
支援など生活基盤  
がある



医療介護サービスなど  
が効率的・効果的に  
提供できる



土壌が醸成されていれば、  
葉っぱはイキイキするという  
ことだね☆

# いわゆる「地域包括ケア」の課題

## ①家族がいるという前提の限界

- ☞ 家族の支えを前提とした制度設計
- ☞ 単身者への対応が困難

## ②制度の足し算

- ☞ 介護＋障害＋医療＋……どこまでも制度で終始

## ③地域という地理的概念の限界

- ☞ 地域概念の刷新が必要
- ☞ 地理的概念を超えたつながりを想定する必要がある

## ④一つの枠組みで「包括」を語る限界

- ☞ 弱目的的なゆるい複数の地域を創造する
- ☞ 「分人」的発想

医療保険・介護保険制度から当事者を見ると

- ①家族機能「頼り」の制度設計
- ②制度に「人」を当てはめる専門職
- ③そもそも専門職が、当事者の生活やそれを支える人を見ていない

(≡日頃から繋がっていないので分からない)

「住み慣れた地域で最期まで」を実現しにくい  
現実があり、それを変えたい。

# 伴走型包括ケアの4つの包括

## ①対象者の包括性

- ☞ 対象者を属性やリスクで見ない。「～者別」を止める。
- ☞ 制度から人を見ない

## ②サービスの包括性

- ☞ フォーマル・インフォーマルを合わせる
- ☞ 無いものは創る

## ③時間の包括性

- ☞ 出会いから看取り、そしてその後（葬儀・追悼偲ぶ会）

## ④地域の包括性

- ☞ 従来の地理的概念を超える
- ☞ 地域をつながりに置き換える

## 地域ケアとは、抱樸の場合

- ◆ 現在の地域包括ケア（≡地域ケア）は、制度的サービス優位、専門職優位、役所優位になっており、当事者本位になっていない。  
（制度につながった人のみ「当事者」「対象者」となる）
- 抱樸は、対象者を限定しない（属性やリスクで見ない）
  - 出会いから看取りまでの関わり（期間も限定しない）
  - 抱樸のスタッフは、家族が担ってきた日常生活のこまごましたことを実施する。問題がなくても共に生きる。社会的相続の役割も担う。
  - 対象者・支援者の立場は固定されない。お互いどちらにもなりえる。  
【対象者と抱樸スタッフは、対等・互換】
  - 必要な制度とつなぐ、フォーマルとインフォーマルを組み合わせる、  
ないものは創る

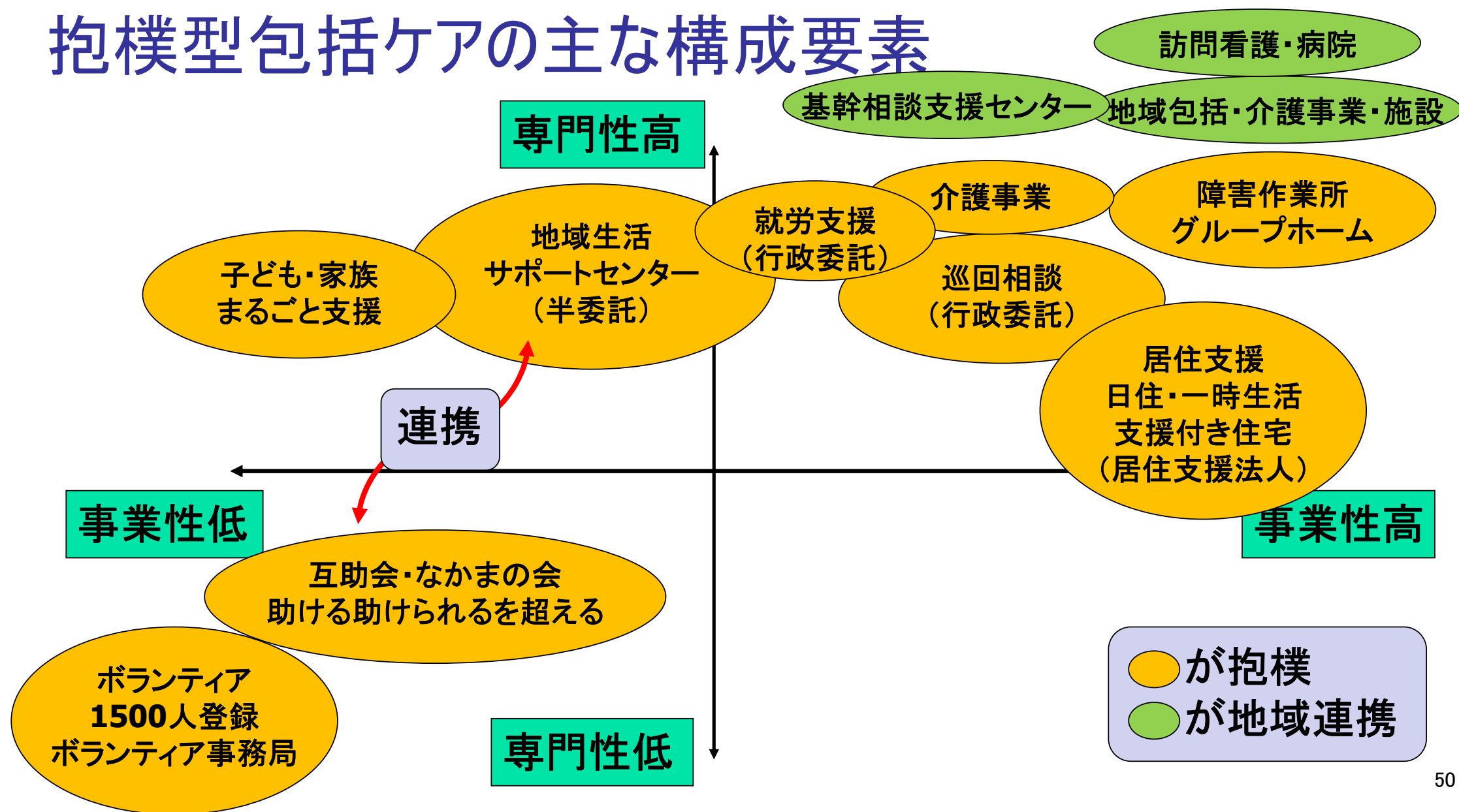
## 家族機能の特性「日常性・普遍性」

1. 支援終了がない（期限がない）
2. 当事者の「ありがとう」がない場合もある
3. 日常性・普遍性が高く「変化」が可視化できない時もある（変わらないことがよい、という側面も）
4. 一人ひとり、なにがハッピーかは違う。  
関わりに正解がない。



スタッフが自分の存在意義を正確に認識しにくい側面もある？  
スタッフにも「他者性」（フィードバック）が必要ではないか。

# 抱樸型包括ケアの主な構成要素





# 抱樸の居住支援のABC⇒「住宅」と「暮らし」の一体支援を「地域」で！





自立支援事業部  
自立生活サポートセンター

## サポートセンター小倉

- ・ 対象者901名(2019年3月末)
- ・ センター退所後、1年間は市委託事業。年間約80名新規
- ・ その後は、NPOが継続サポート。看取りまで。
- ・ 対象者は、稼働年齢層が多く、40代～60代が主。
- ・ 生活全般の支援に加え、就労支援、住居支援など

## サポートセンター八幡

いずれにしても金  
銭管理や家計支援  
のニーズ大

- ・ 対象者316名(2019年3月末)※下関対象者含む
- ・ 自立支援住宅出発後の生活サポート実施
- ・ NPOが単独実施。プロスタッフとボランティアの協働
- ・ 年齢層60代以上(最年長は92歳)
- ・ 相談内容・・・介護関係の相談や対応、健康相談など

# 支援内容と支援実績

2018年度サポート延相談件数

| 2018年度<br>1-3月対応数および<br>年度総計 |    | 小倉(委託)計  |     | 小倉(委託外)計 |       | 八幡計      |       | 総計       |       |
|------------------------------|----|----------|-----|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
|                              |    | 相談<br>件数 | 実人数 | 相談<br>件数 | 実人数   | 相談<br>件数 | 実人数   | 相談<br>件数 | 実人数   |
| 就労支援                         | 今期 | 9        | 7   | 39       | 29    | 22       | 11    | 70       | 47    |
|                              | 総計 | 83       | 47  | 219      | 139   | 65       | 45    | 367      | 231   |
| 住居支援                         | 今期 | 20       | 10  | 84       | 43    | 76       | 29    | 180      | 82    |
|                              | 総計 | 102      | 40  | 374      | 199   | 303      | 136   | 779      | 375   |
| 福祉事務所<br>等との連携<br>による支援      | 今期 | 59       | 23  | 180      | 106   | 108      | 62    | 347      | 191   |
|                              | 総計 | 272      | 98  | 818      | 455   | 538      | 260   | 1,628    | 813   |
| 健康・保健支援                      | 今期 | 59       | 24  | 398      | 200   | 142      | 89    | 599      | 313   |
|                              | 総計 | 279      | 115 | 1,578    | 679   | 788      | 442   | 2,645    | 1,236 |
| 親族・地域<br>との交流支援              | 今期 | 1        | 1   | 43       | 26    | 41       | 26    | 85       | 53    |
|                              | 総計 | 15       | 13  | 131      | 90    | 96       | 52    | 242      | 155   |
| 他法活用<br>による支援                | 今期 | 1        | 1   | 15       | 10    | 6        | 4     | 22       | 15    |
|                              | 総計 | 8        | 7   | 42       | 33    | 49       | 35    | 99       | 75    |
| 人権支援<br>その他                  | 今期 | 13       | 11  | 80       | 53    | 14       | 13    | 107      | 77    |
|                              | 総計 | 99       | 62  | 318      | 235   | 80       | 56    | 497      | 353   |
| 生活相談支援                       | 今期 | 73       | 38  | 402      | 267   | 409      | 194   | 884      | 499   |
|                              | 総計 | 244      | 137 | 1,718    | 1,114 | 1,491    | 744   | 3,453    | 1,995 |
| 貴重品・<br>金銭管理支援               | 今期 | 335      | 86  | 1,785    | 421   | 1,321    | 241   | 3,441    | 748   |
|                              | 総計 | 1,561    | 319 | 8,041    | 1,779 | 5,166    | 959   | 14,768   | 3,057 |
| 合 計                          | 今期 | 570      | 201 | 3,026    | 1,155 | 2,139    | 669   | 5,735    | 2,025 |
|                              | 総計 | 2,663    | 838 | 13,239   | 4,723 | 8,576    | 2,729 | 24,478   | 8,290 |

## 支援内容と実績

### ①就労支援・定着支援

2017年度離職者47名、再就職者37名  
職場との連携・・・無断欠勤時の訪問確認

### ②住居支援

相談対応 近隣トラブル対応  
大家や管理会社との連携  
転居支援・・・転居78名の支援

### ③福祉事務所等の連携による支援

保護CWとの協働

### ④健康・保険支援

健康状況の把握と助言。  
受診同行、服薬管理、病院との情報共有

### ⑤親族・地域との交流支援

親族との連絡、再会支援  
地域住民(民生委員含む)との交流支援

### ⑥他法活用による支援

年金の受給申請、雇用保険、傷病手当申請  
障がい者手帳の取得支援

### ⑦法律・人権支援その他

債務の法律相談、逮捕拘留時の弁護士連携  
(定着支援センターとの連携)

### ⑧定期訪問

データベース3ヶ月記載なし基準)

いつでも相談できる体制

買物同行 孤食防止・・・「お昼ご飯を一緒に支援」

### ⑨互助会連携

世話人会が、行事カレンダー等を毎月 訪問配布  
葬儀は、互助会葬で実施

### ⑩看取り等支援

自立の5本柱

「自立した者は一人で死なない、一人で死なせい」

葬儀社連携、宗教の連携(葬儀、納骨)

(路上7割、自立後5割で無縁仏)

### ⑪金銭管理支援

アディクション対応(ギャンブルやアルコールなど)

本人同意前提で金銭管理実施

定期来所はケアのチャンス

自立支援法の「家計支援」とは違う

⇒後見人の手前を支援

昨年の年間対応件数15,137件 (454名)

日常的金銭管理270名

(毎日3名、週3回7名、週2回26名、週1回78名、月3回35名、月2回38名、月1回26名、その他54名)

# 支援内容と支援実績



買い物同行支援



一月に一回行われる  
世話人(互助会の方による)会の様子



金銭管理支援



葬儀の様子

# 自立継続率は北九州で91%

2019年3月末現在

センター退所時の就労率  
57・1%



|          | 小倉        |    |       | 八幡       |     |       | 総 計        |     |       |
|----------|-----------|----|-------|----------|-----|-------|------------|-----|-------|
|          | 実数(内女性)   | 増減 | %     | 実数(内女性)  | 増減  | %     | 実数(内女性)    | 増減  | %     |
| 就労       | 325 (17)  | 1  | 27.2% | 74 (12)  | 0   | 13.7% | 399 (29)   | 1   | 23.0% |
| 生活保護     | 181 (15)  | 0  | 15.1% | 103 (12) | ▲ 1 | 19.0% | 284 (27)   | ▲ 1 | 16.3% |
| 生活保護(求職) | 81 (5)    | 0  | 6.8%  | 22 (8)   | 0   | 4.1%  | 103 (13)   | 0   | 5.9%  |
| 生活保護(入院) | 25 (1)    | 0  | 2.1%  | 15 (-1)  | ▲ 1 | 2.8%  | 40 0       | ▲ 1 | 2.3%  |
| 生活保護(施設) | 122 (4)   | 0  | 10.2% | 34 (3)   | 0   | 6.3%  | 156 (7)    | 0   | 9.0%  |
| 生活保護(年金) | 63 (8)    | 0  | 5.3%  | 29 (3)   | 0   | 5.4%  | 92 (11)    | 0   | 5.3%  |
| 他法自立等    | 51 (3)    | 0  | 4.3%  | 17 (3)   | 0   | 3.1%  | 68 (6)     | 0   | 3.9%  |
| 求職       | 29 (0)    | 0  | 2.4%  | 12 (2)   | 0   | 2.2%  | 41 (2)     | 0   | 2.4%  |
| 入院       | 10 (1)    | 0  | 0.8%  | 6 (0)    | 0   | 1.1%  | 16 (1)     | 0   | 0.9%  |
| 帰郷       | 14 (2)    | 0  | 1.2%  | 4 (2)    | 0   | 0.7%  | 18 (4)     | 0   | 1.0%  |
| 小計       | 901 (56)  | 1  | 75.3% | 316 (44) | ▲ 2 | 58.3% | 1217 (100) | ▲ 1 | 70%   |
| 野宿・不明    | 95 (3)    | 0  | 7.9%  | 60 (4)   | 0   | 11.1% | 155 (7)    | 0   | 8.9%  |
| 逝去       | 200 (3)   | 0  | 16.7% | 166 (10) | 2   | 30.6% | 366 (13)   | 2   | 21.1% |
| 計        | 1196 (62) | 1  | 100%  | 542 (58) | 0   | 100%  | 1738 (220) | 1   | 100%  |

# NPO法人抱樸 地域互助会

## 家族機能の社会化―地域共生社会

- ①誰でも入会可能 年会費6000円(月額500円)
- ②会員数270名(内当事者:なかまの会 150名)
- ③世話人20名 見守り活動(定期訪問)
- ④年間行事 バス旅行、花見、新年会、誕生日会
- ⑤サロン 卓球(毎週)、カラオケ(毎週)、かふえ(毎週)
- ⑥看取りと葬儀 互助会葬と偲ぶ会(追悼集会)

⇒大家の安心へ











互助会葬



偲ぶ会



葬儀は家族機能そのものの**地域共生社会**とは？  
赤の他人が葬儀を出し合う社会**家族機能の社会化**



# 伴走型支援の理念



## 伴走型支援とは（奥田試案）

伴走型支援は、深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援である。それは「孤立しない社会の創造」を目指す社会活動だと言える。

社会的孤立は、自分自身からの疎外（自己認知不全）、生きる意欲や働く意欲の低下、社会的サポートとつながらない等のリスクを生む。孤立が対処を遅らせることで、問題が深刻化し意欲が一層低下する。そのことで社会保障費の増大をも招く。社会的孤立のリスクは、個人の問題では済まない社会課題となっている。

「つながり」は、「いのち」や「存在」という普遍的価値を土台としている。よって伴走型支援は「生きること」に価値を見出だす。「いのち」が等しく尊いように「つながり」は、対等でなければならない。ゆえに伴走型支援は、「支える側」と「支えられる側」の固定化を乗り越える。

格差や貧困が拡大する中で「課題解決型支援」は不可欠である。ただ、日本社会が抱える困窮が「経済的困窮」のみならず「社会的孤立」であるゆえに「課題解決型支援」と「伴走型支援」は、今後の地域共生社会における「支援の両輪」として実施される。二つは、支援におけるそれぞれの機能を意味しており一体的に行われる。

課題解決型支援がそうであるように伴走型支援は、「本人主体」を尊重する。いずれの支援においても「自分からの疎外」状況にある人が、自ら人生を選び取り、自分の物語を生きることが出来るように「自律支援」を行う。その際、本人の参加が原則となる。そのような「自律」のための環境整備は、「支援の両輪」が目指すところである。「支援の両輪」は、「伴走する意識」によって基礎づけられるゆえに「教え」「指導する」のではなく対話的に実施される。

伴走型支援における専門職は三つの役割を担う。第一に孤立した人と「つながる」ことである。このため知識や技術が必要となる。第二に「つなげる」ことである。「つながり」を抱え込まず、地域や他のキーパーソンへと「つながりを広げる」。伴走型支援における「つながり」は、「開かれたつながり」でなければならない。また、「つなぎ先」に問題がある場合、また本人の同意がない場合には「つなげない」。専門職は、支援者目線のみならず当事者目線を尊重する。第三に「もどし、つなぎ直す」ことである。地域へ「つなげた」後も専門職は「緩やかな見守り」を続ける。再び本人が問題を抱えた場合、あるいは「つなぎ先」に問題が生じた場合、早期に「もどし」、「つなぎ直す」。「つなぎ」と「もどし」は伴走型支援の特徴である。

これまで「つながり」は企業、地域、家族によって担われてきた。しかし、不安定な雇用が増え、結果、家族が脆弱化する中で「つながり」自体が難しくなった。伴走型支援は、脆弱化した家族の機能の回復を目指す。ただし、それを「身内の責任」とするのではなく「家族機能の社会化」として実行する。赤の他人が家族機能を担い合う仕組みを地域に創るため、専門職は「対個人」のみならず「対社会」の働きを担う。

伴走型支援においては「時間」の捉え方も特徴的である。課題解決型支援は、「支援開始から支援終結」という「限られた時間軸」でなされる。「つながり続ける」ことを目指す伴走型支援は、「人生という時間軸」を持つことになる。それゆえ伴走型支援は、「共に生きる日常」を構築するため「ひとりにさせない地域共生社会の創造」へと至る。



共同代表  
向谷地 生良さん



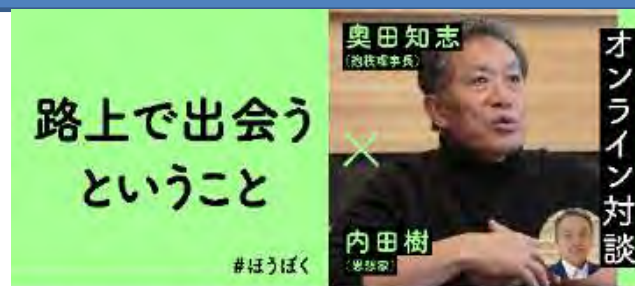
共同代表  
奥田知志

一般社団法人  
日本伴走型支援協会

2022年春  
お楽しみに



# 抱樸YouTubeチャンネル 登録ください！ 現在9460名

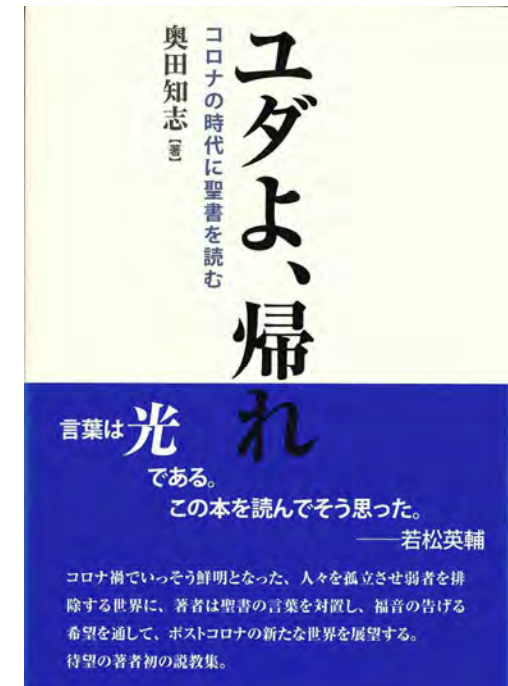




有斐閣  
2200円



本の種出版  
2200円



新教出版  
1980円

新刊が出ました！  
収益は、NPOの支援に充てられます。

# 応援ください！！

①NPO法人抱樸の取り組み

検索👉「ほうぼく」

②認定NPO法人への寄付

1) マンスリーサポーター

2) 都度寄付

3) 法人会員

⇒ 所得税控除の対象





ご清聴ありがとうございました。  
ございました。